
QA9 放射性セシウム以外の核種の基準値は設けないのでしょうか

基準値は、福島第一原子力発電所事故を受け、事故後の長期的な状況に対応するものであることから、比較的半減期が長く、長期的な影響を考慮する必要がある核種を対象としています。具体的には、原子力安全・保安院の評価に基づき大気中に放出されたと考えられる核種のうち、半減期が1年以上の核種すべて（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）としました。規制対象の核種のうち、セシウム以外の核種については測定に非常に時間がかかることから、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間 1 ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定しています。放射性セシウムとの比率の計算は、穀類、乳製品といった食品分類ごとに行っており、放射性物質の移行に関する食品ごとの特性も考慮しています。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日